

計算書類に対する注記 (法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

- (1) 当法人で平成 10年以前に入職した職員に対し適用している退職積立金について、退職給付引当金の財源が不足しており、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。
- (2) 当該状況を解消すべく、沖縄市より年 350万円の補助金の予算を確保し、対象職員の退職年まで継続して予算措置がされるよう要請を行っている。また、財政健全化委員会を設置し財源確保の方策について協議検討を行っている。
- (3) しかしながら、これらの対応策等は実施途上であり、現時点においては継続事業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識している。
- (4) なお、財務諸表は継続事業を前提として作成しており、継続事業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。

2. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
車輛運搬具、器具及び備品、機械及び装置並びにソフトウェア
定額法
- (2) 引当金の計上基準
賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
退職給付引当金
職員に対し将来支給する退職金のうち、期末要支給額（当該会計年度末に職員全員が自己都合により退職したと仮定した場合支給すべき退職金の額）を計上している。
- (3) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 平成 10年以前の正規職員は、沖縄市に準じた独自の退職積立金を採用している。
- (2) 平成 10年以降の正規職員は、全国社会福祉協議会の実施する全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度に加入している。

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりである。

- (1) 法人全体の計算書類（第 1号の 1様式、第 2号の 1様式、第 3号の 1様式）
- (2) 事業区分が社会福祉事業のみであるので、法人全体の計算書類のうち、2様式（事業区分別内訳）は、省略している。
- (3) 拠点区分が地域福祉推進拠点区分のみであるので、3様式（拠点区分別内訳）は、省略している。
- (4) 当拠点区分におけるサービス区分の内容
地域福祉推進拠点区分
法人運営事業
ボランティア事業
ふれあいのまちづくり事業
福祉まつり事業
障がい者社会参加促進事業
生活福祉資金貸付事業

日常生活自立支援事業
 共同募金配分金事業
 歳末たすけあい運動活動費
 法人後見受任事業
 市民後見推進事業
 高齢者金銭管理等相談事業
 災害時要支援者支援体制整備業務

6. 基本財産の増減の内容及び金額
 増減なし

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
 該当なし

8. 担保に供している資産
 該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	9,801,510	6,159,000	3,642,510
器具及び備品	10,970,761	6,510,655	4,460,106
合計	20,772,271	12,669,655	8,102,616

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
 該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
 該当なし

12. 関連当事者との取引の内容
 該当なし

13. 重要な偶発債務
 該当なし

14. 重要な後発事象
 該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け
 該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
 該当なし